

企業人事ご担当者 各位

株式会社ビデオマッチング

代表取締役 満居 優

求人者のみなさまへ

記

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲に関して

弊社は、国内全域を対象に、全職種をその範囲とし、人材採用活動に関するコンサルティング業務を行います。

但し、その求人の申し込み内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合には、受理は致しかねますので、ご了承ください。

■ 手数料に関して

別途人材紹介サービス契約書を締結させていただきますが、届出制手数料にかかる手数料表は下記のとおりとなっております。ご高覧の程、宜しくお願ひ申し上げます。なお、求職者からは一切徴収いたしません。

■ 返戻金制度に関する事項

弊社の返戻金制度は以下の通りでございます。なお、求人者と弊社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

入社日より 1 箇月以内の退職の場合	成功報酬の 80%の返戻をいたします。
入社日より 1 箇月超え 3 箇月以内の退職の場合	成功報酬の 50%の返戻をいたします。
入社日より 3 箇月超え 6 箇月以内の	成功報酬の 5%の返戻をいたします。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

弊社の業務は、全て職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されます。お手数ではございますが、ご不審な点がございましたら以下のお問合せ先もしくは、以下事業所職業紹介責任者代表までお問合せください。

【お問い合わせ先】株式会社ビデオマッチング

担当総責任者：満居 優

〒108-00073 東京都港区三田4-1-4 城南ビルディング三田2階

info@video-matching.com

■ 個人情報の取り扱いに関して

個人情報取扱者は、個人の情報に関して、当該情報の本人からの情報開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うことといたします。個人の情報に関して、職業紹介責任者は、当該情報に係る本人から苦情の申出があった際に、誤認および記録誤り等があったときは速やかにこれを訂正するとともに、誠意を持って適切な処理をすることといたします。

以上

ご転職者 各位

株式会社ビデオマッチング
代表取締役社長 満居 優

求職者のみなさまへ

記

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲に関して

弊社は、国内全域を対象に、全職種の求職の申し込みをサポートさせていただきます。

■ 返戻金制度に関する事項

弊社の返戻金制度は以下の規定に沿って求人者に対し返戻をいたします。なお、求人者と弊社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

入社日より 1 箇月以内の退職の場合	成功報酬の 80%の返戻をいたします。
--------------------	---------------------

入社日より 1 箇月超え 3 箇月以内の 退職の場合	成功報酬の 50%の返戻をいたします。
入社日より 3 箇月超え 6 箇月以内の 退職の場合	成功報酬の 5%の返戻をいたします。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

弊社の業務は、全て職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されます。お手数でございますが、ご不審な点がございましたら以下のお問い合わせ先もしくは、以下事業所職業紹介責任者代表までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】株式会社ビデオマッチング

担当総責任者：満居 優

〒108-00073 東京都港区三田4-1-4 城南ビルディング三田2階

info@video-matching.com

■ 個人情報の取り扱いに関して

職業紹介のために必要な範囲内の情報を、貴殿から直接のご連絡、もしくは貴殿の同意の下でのみ第三者から収集させていただきます。また個人情報の保管または使用は、職業紹介の目的の範囲に限られております。さらに、個人情報管理に関する措置は下記のとおりです。

- [1] 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、人材紹介事業部とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者代表とする。
- [2] 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う[1]に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項の知識・情報を得よう努めることとする。
- [3] 個人情報取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったとき、当該請求が客観的事実に合致する場合には、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人の情報開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

- [4] 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処置をすることとする。

なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、上記職業紹介責任者代表とする。

以上